



地域脱炭素ロードマップに基づく継続的包括的資金支援の全体像

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国地方脱炭素実現会議決定)に基づき、脱炭素先行地域づくりや重点対策に対して、関係府省庁が連携した上で、関連対策への支援の重点化を図りつつ、①人材、②情報・ノウハウ、③資金の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援する。

地方自治体の取組への支援

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

※各省の補助金制度等と連携

脱炭素先行地域づくりに取り組む地方自治体

**脱炭素先行地域
100以上のプロジェクト**

一定の範囲内で、脱炭素へといち早く移行していく一環として、地域特性に応じた民生電気ゼロエミやそのほかの削減対策を実施

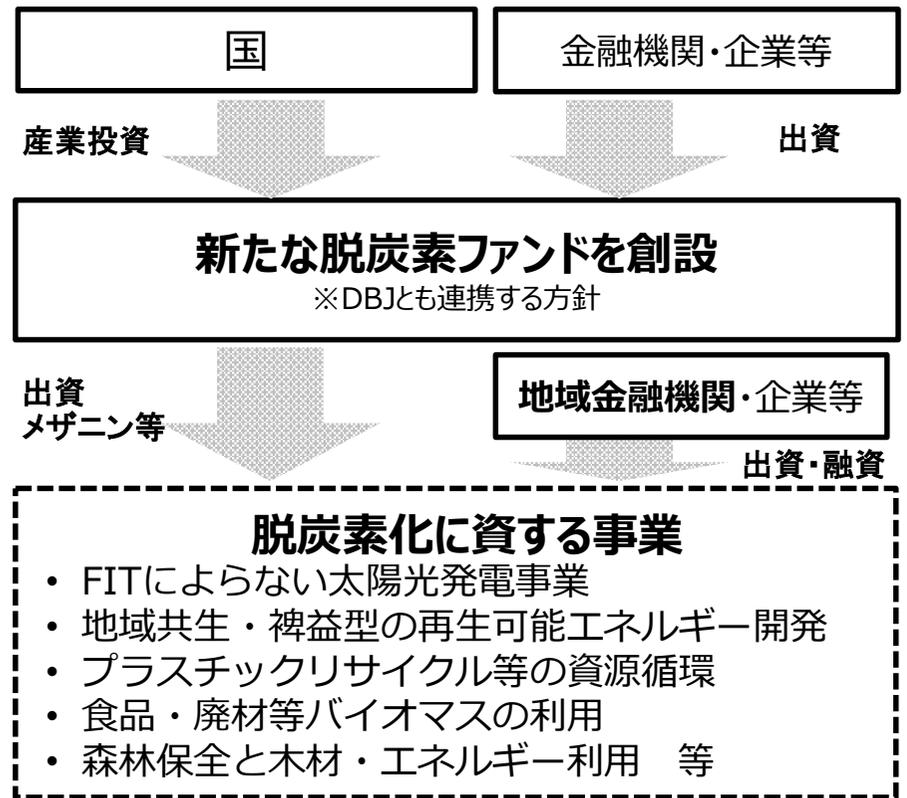
重点対策を先進的に行う地方自治体

地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策を先進的に実施

- ① 自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 省エネと再エネ電気調達、ZEB化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ
- ⑥ 資源循環の高度化
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等
- ⑧ 農林水産業の生産力向上と持続性の両立

民間資金の活用の促進

脱炭素化に係る事業への民間投資の呼び込みを一層加速すべく、国からの産業投資により、リスクマネーの供給規模や支援範囲を拡大する。



※ 案件形成(候補リスト、ガイドブックの作成)を各省本省・支分部局で協力して実施

※ 人材、情報・ノウハウ面(モデルケースの横展開等)でも積極的に支援

新たな脱炭素ファンドの創設による民間投資の促進について



※現時点における検討中の内容であり、ファンドの創設自体決定しているものではありません。また、内容にも変更の可能性があります。

環境省では、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への継続的・包括的な資金支援の一環として、**前例に乏しい、認知度が低い等の理由から資金供給が難しい脱炭素事業等に対する資金供給を行う新たな脱炭素ファンドの創設**を検討中。

【令和4年度財投要求】200億円

支援対象

再エネや省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する効果的な事業やその事業を行う事業者。

資金供給手法

出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証 等

新ファンドの組織概要

【名称】脱炭素化事業支援機構
【形態】株式会社（環境大臣認可）
【設置期限】2050年度まで

今後の予定

2021年年末 予算・財投計画の閣議決定
2022年 2月頃 新機構の設立の根拠法案提出
（地球温暖化対策推進法の改正を想定）
10月頃 新機構・ファンドの設立

※現在、エネルギー特別会計を原資に運営しているグリーンファンド（一般社団法人 グリーンファイナンス推進機構）における出資等の経験・知見の蓄積がベースとなる。

